

退職後、一括徴収する場合(退職等の際に未徴収税額を事業所がまとめて徴収し、納入する場合)

付
受 印

平成 □ 年度 市民税 給与支払報告
県民税 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(ア)・・・異動された方の1年間の税額を記入してください。
(イ)・・・特別徴収税額を何月分から何月分までいくら徴収したかを記入してください。
(ウ)・・・残りの税額(ア)-(イ)を記入してください。

退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、必ず未徴収税額をまとめて徴収してください。

今治市長あて		名称 (氏名)		〇〇出版 株式会社		特別徴収義務者 指定番号		0 2 0 0 0 0 0 0 0 0	
平成 □ 年 2 月 25 日提出		所在地 (住所)		〒180-0000 東京都武蔵野市〇〇1丁目2番地3		係		総務課経理係	
		法人番号 又は個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0		氏名		今治花子	
		フリガナ		イマバリ タロウ		異動年月日		H□ 年	
		氏名		今治 太郎		異動の事由		1 退 職	
		個人番号		0 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		特別徴収税額 (年税額)		円 12,000	
		生年月日 T S H		30. 10. 10		徴収済税額		円 6 月分から 1 月分まで	
		旧姓				未徴収税額 (ア)-(イ)		円 2 月分から 5 月分まで	
		住所		今治市別宮町1丁目4番地1		異動年月日		H□ 年 2月20日	
		現住所 (異動後)		同上		異動後の 未徴収税額 の徴収方法		A 特別徴収継続 B 一括徴収 C 普通徴収 (自分が納付) (下段にも必ず記入)	
		給与所得者		給与の支払を受けなくなった後の住所		1月1日以降退職時 までの給与支払額		円 375,600	
				同上		控除社会保険料額		円 47,821	

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。

退職等により給与を受けなくなった場合に、異動された年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与額(賞与を含む給与総額)および控除社会保険料額を記入してください。

12月31日までに退職した人につきましては、本人に確認のうえ、できるだけ未徴収税額の一括徴収をお願いいたします。
※外国籍の従業員が帰国される場合は、一括徴収にご協力ください。

1月1日から4月30日までの間に退職した人については、本人の申出の有無にかかわらず残りの税額を一括徴収することが義務付けられていますので、未徴収税額を一括徴収してください。

B 一括徴収
(未徴収税額(ウ)を退職時に給与などから徴収します。)

※退職の日が1月1日~4月30日までの場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5)

一括徴収の理由

1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、異動者からの申出があったため。 異動者印

2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の希望がないため。 **今治**

一括徴収した税額 **4,000** 円は

2 月分(**3** 月 10日納期限)で納入します。

本人の申出を確認する意味で本人の印を押してください。
(1月1日以後の退職の場合は不要)

2. 1月1日から4月30日までの間で、未徴収税額を超える給与又は退職手当等の支払がないため。

相続人代表者(死亡退職の場合)

住所

電話番号

(ウ) 未徴収税額と同額になります。

控え必要

控えが必要な事業所は上の枠内に○を記入してください。控えは変更通知と一緒に送付させていただきます。お急ぎの場合は返信用封筒を同封してご提出ください。

※一括徴収とは、最後に支給する給与等からその年度の残りの税額を一括で徴収し、納付していただくことです。